

新宿区教育委員会会議録

平成22年第7回臨時会

平成22年10月27日

新宿区教育委員会

新宿区教育委員会会議録

平成22年第7回臨時会

平成22年10月27日

新宿区教育委員会

平成22年第7回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成22年10月27日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時39分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	菊 池 俊 之	委 員	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中央図書館長	野 田 勉
参 事			
教育政策課長	竹 若 世志子	学校運営課長	齊 藤 正 之
事務取扱			
文化観光国際課長	山 田 秀 之		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教育政策課 管理係主査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第47号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第48号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について

報告

- 1 林芙美子記念館隣地等の寄附について (文化観光国際課長)
- 2 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成22年新宿区教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

本日の会議には熊谷委員、白井委員が欠席されておりますが、定足数は満たされております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いいたします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいております。御承知おきください。

◎ 議案第47号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

議案第48号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例

議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。すべての議案について一括して説明を受けます。

「日程第1 議案第47号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第48号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第4 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第5 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第6 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

○教育政策課長 では、議案について御説明させていただきます。

まず、第47号議案ですが、本議案は、新宿区立子ども園条例の一部を改正するもので、提案理由は、西新宿子ども園及び柏木子ども園を設置し、これに伴い、これまでの幼保連携以外の多様なスタイルの認定子ども園に対応した規定に改めるとともに、手続規定などを規則で定めることとしまして、条文の簡素化を図るほか、預かり保育、給食の提供の仕組みを改

める必要があるからでございます。

主な改正内容については、概要に基づき説明いたします。

まず1ですけれども、西新宿幼稚園と西新宿保育園を西新宿子ども園とし、柏木幼稚園と北新宿第一保育園を柏木子ども園といたします。

そして、子ども園の名称、位置については、新たに別表第1を設けております。

柏木子ども園は、分園方式ですので、乳児園舎と幼児園舎の位置をそれぞれ別表に記載しています。

次に、開園時間、延長時間は、別表でそれぞれ別に定めていましたが、別表第2とし、西新宿子ども園、柏木子ども園の開園時間、延長時間をその表で定めるとともに、西新宿子ども園の3歳児の短時間、中時間保育の規定をこの別表2に定め、3歳児の短時間、中時間保育料を別表第5に定めております。

次に、第2でございますが、柏木子ども園は保育所型であることから、今後の多様なスタイルの子ども園に対応できるよう規定を改正しております。

まず、第1条の設置の根拠規定を、多様な形態の認定子ども園を規定している法文、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条第1項、または第2項に改めております。議案の新旧対照表を見ていただきますと、下線がついておりますので、そちらの1条で改正の内容を御確認いただければと思います。

次に、第4条では、保育所部分を乳幼児保育の実施と幼稚園部分を教育保育の実施と分けて規定しておりましたが、子ども園として保育に欠ける子ども園の保育と幼稚園教育の目標が達成されるよう教育を行うことというように根拠をそれぞれ変えまして、あわせて保育、教育の実施に改めております。

次に、3ですが、条文の簡素化を図ります。

まず、現行条例の第6条から10条まで新旧対照表でご覧いただきますと、乳幼児保育の実施基準や教育保育の実施基準、そしてそれに応じて実施する保育の種類、短、中、長時間Ⅰ、Ⅱとか、あとクラス別の実施基準、クラス別の手続などを詳細に規定しておりましたが、これらの手続は規則で制定することは可能ですので、それらを規則で制定することといたします。

そして、保育、教育の実施基準は、保育の実施に関する条例というのが新宿区にございますが、そこで保育所の保育入所要件を定めております。そちらの条項を引用し、内容を簡素化しております。

また、手続の規定では、保育所が申し込み・承諾という用語を、幼稚園は申請・承認という用語をそれぞれ使っておりましたが、今回、用語を統一しまして、申し込み・承諾に一本化します。

さらに、保育料の算定に当たり、市町村民税の計算する場合に適用しない規定についてですが、別表の5で第18条関係ということで、7ページのところの備考の欄と、それから11ページの備考の欄を比較していただきますと、ここも簡素化をしております。それは、所得税法の関係から、改正がされたときにすぐその税法の改正に対して機能的に対応できるよう、この部分を規則に定めることとしたものでございます。条例の改正が、区議会の定例会が年4回ですので、なかなかこれまで対応がしづらかったといったことも踏まえての改正です。

次に、戻りまして、概要の4です。

短時間、中時間保育を行う子どもについては、保育に欠ける要件を課しておりませんでしたので、欠ける、欠けないにかかわらず短・中保育を選択できることとしておりますが、現実には保育に欠けるお子さんの利用実績がなく、また、預かり保育が非常にわかりにくくなっていたことから、預かり保育について、保育に欠ける子、欠けない子の区分を設けないこととし、預かり保育の表もともに別表4で預かり保育料も一括して定めることとして簡素化を図りました。

別表の4ですが、月曜日から金曜日までのうち、「別に定める日を除く」と「別に定める日」、それから「土曜日」というようにわかりやすく簡素化しております。そして、その中に保育料も記載していますが、現行の条例ではこの保育料がまた別枠の別表になっていたことから、一括して一覧表にすることで見やすくわかりやすくしたものです。

なお、保護者がいずれも別に定める要件に該当することという要件は、これまでも変わらないものです。

次に、第5ですけれども、給食の提供の変更取り消しについてです。給食の提供を申し出ておいて、そして3日前まで申し出れば、特段の理由がなくともその変更を認める規定としておりましたが、それについては、やむを得ない事由があると認めるとことといたします。煩雑に変更、取り消しが行われていることから、この事務が非常に現場では苦勞しておりまして、給食の提供にも間違いが起きていたという実態がございますので、できるだけお子さんにも保護者にも迷惑がかからない方法がよかろうということで、少し厳格な取り扱いとさせていただきます。

主な改正は以上でございます。

そのほか、文言の修正などもあわせて行っているものでございます。

改正部分は議案に添付してあります新旧対照表の下線部分をそれぞれご覧いただければと思います。

なお、子ども園の追加によります改正に伴いまして経過措置を設けております。

まず、西新宿子ども園と柏木子ども園の入園申し込み・承諾などの準備行為は、施行日以前に行えるものとし、また、それぞれの幼稚園、保育所に入所している子どもはそれぞれ該当の子ども園に入園したものとし、さらに保育料は、短時間保育を選択した子の場合は6,000円を、長時間Ⅱ型を選択した子どもは現行の保育料の負担区分を負担するという経過措置を設けております。

施行日ですが、先ほどの市町村民税に関する部分について、並びに西新宿子ども園と柏木子ども園の入園手続等の準備行為の経過措置については公布の日からとし、そのほかの改正及び経過措置は平成23年4月1日からとするものでございます。

次に、第48号議案ですが、こちらの議案は、新宿区立西新宿子ども園及び柏木子ども園の設置に伴い西新宿幼稚園、柏木幼稚園を廃止するもので、幼稚園条例の別表第1から該当の園名を削除するものでございます。

施行日は、平成23年4月1日です。

続きまして、第49号議案及び第50号議案について御説明いたします。

本議案は、新宿区立鶴巻図書館、新宿区立西落合図書館の指定管理者を指定するため提案するものです。

それぞれ議案の裏面をご覧ください。第49号議案の鶴巻図書館については、株式会社図書流通センターに、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで、西落合図書館については、紀伊國屋書店、ヴィアックス、不二興産共同事業体に、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで指定いたします。

団体の選定などについての経過については、中央図書館長から御説明させていただきます。

○中央図書館長 それでは、引き続き、新宿区立鶴巻、西落合図書館の指定管理者となるべき団体の選定について、資料に基づきまして御報告いたします。

今回の指定管理者の選定につきましては、教育委員会で指定管理者となるべき団体を選定していただき、その後、第4回の区議会定例会において最終的に議決を得て、正式に決定するものでございます。

先ほど指定管理者となるべき団体名の説明がありましたが、1ページ目の資料に記載され

ているとおりです。

選定経過は、平成22年7月15日から8月14日まで、区のホームページや館内ポスターに掲載をし、7月15日の区の広報紙で募集を周知いたしました。

申請予定団体説明会、施設見学会につきましては、それぞれ7月22日、23日に行いました。

1ページの一番下になりますが、最終的に申請書を提出された団体につきましては、鶴巻図書館3団体、西落合図書館4団体でございます。

それから、選定委員会のメンバーですが、別紙1をご覧ください。

8名の構成ですが、内訳につきましては、学識経験者2名、地域関係団体代表2名、区立学校関係者1名、公認会計士1名、教育委員会の職員が2名です。また、公認会計士につきましては、申請団体の財務体質を調査し、選定委員会に報告する専門調査員としての役割も担っております。

続きまして、選定委員会の日程についてですが、第1回の選定委員会が、22年6月24日に開かれ、審査項目、審査基準、採点基準を決定いたしました。

第2回の選定委員会が9月1日に、第一次審査として書類選考を行いました。

第3回選定委員会は9月9日に、第二次審査として、公開プレゼンテーションを行い、第4回選定委員会を9月10日に、最終選考を行いました。

選定基準ですが、これは図書館条例第9条に基づきまして、記載のとおり5つの選定基準により選定を行っているものでございます。

申請団体につきましては、先に申し上げたとおり鶴巻図書館3団体、西落合図書館4団体ですが、同一団体による2館への重複申請があるため、実質的な申請団体数は4団体です。申請団体の概要は3ページにあるとおりです。

続きまして、第一次審査ですが、審査方法につきましては、申請団体から提出された書類に基づきまして、鶴巻、西落合、それぞれの指定図書館ごとに審査を行っております。評価の高い3団体を候補団体として選定したものでございます。

その選定経過につきましては、団体名を伏せて事業計画書をもとに、選定委員8名が5つの審査項目について点数評価を行ったものです。

これについては別紙の2-1をご覧くださいと思います。

これは鶴巻図書館指定管理者候補団体選定審査結果です。

審査項目の1番から5番までが第一次審査です。

第二次審査につきましても同様に4項目につきまして審査項目を設け、それに基づいて選

定委員の皆様には評価をしていただきました。

配点につきましては、一次の配点は1,280点、二次の配点は800点、合わせて2,080点でございます。この一次審査と第二次審査の点数を合計し、最も評価の高い団体を候補団体として、次に評価の高い団体を次点の候補団体として選定したものです。第二次審査につきましては、公開プレゼンテーションということで、公開の場で審査を行ったということです。

その点数評価につきましては、鶴巻図書館が別紙2-1、西落合図書館が別紙2-2のとおりでございますが、図書館サービスの提案及び審査項目別審査結果につきまして申し上げます。

選定結果は5ページになります。

まず鶴巻図書館につきましては、株式会社図書館流通センターが選定されております。

図書館サービスの提案におきましては、指定管理者としての全国的な図書館運営実績やグループ企業のノウハウを生かした事業提案がありました。地域に密着した図書館サービスとして、夏目漱石など地域ゆかりの文学者の資料収集や展示を行います。また、印刷会社や出版社と連携を図りながら、電子書籍などの新しい動向について、最新的话题をテーマにしたセミナーや講演会などを実施いたします。そして、地場産業である印刷、出版について理解を広めるため、印刷関連図書の収集や、活版印刷体験などを実施します。

第2に、幅広い年代の利用者の拡大を図るための取り組みとして、夏休みに本を10冊読んだ児童にトレーディングカードを配布していきます。また、中高校生から若い世代には、デザイン性の高いしおりタイプの図書館案内を周辺店舗に置いて周知を図り、利用者増を目指していきます。そして、高齢者向けには、落語会を開催するなど、各年代に図書館に足を運ぶきっかけ、そういったものをつくってまいります。

第3に、レファレンスサービスの向上への取り組みです。

事業者が全国の受託図書館で蓄積したQ&Aをレファレンスデータベースとして活用していきます。また、児童を対象とした図書館を使った調べる学習コンクールの実施など、児童への調べ学習支援を行ってまいります。

以上のような、企業の長年培われたノウハウやネットワークを生かした提案が評価されました。

次に、審査項目別審査結果を見ますと、第一次審査では、5項目中3項目で最も高い評価を得ています。特に第3項目、人員配置計画について、館長職にも司書資格者を配置したり、公立図書館に3年以上勤務経験者を5割配置するなど、主要スタッフの人的能力が高く評価

され、また労働環境等に関する具体的な取り組みについても、申請団体内常勤職員の割合が最も高いと評価されました。

第二次審査では、別の申請団体（鶴巻B）にわずかにおよびなかったものの、図書館サービスの提案については3団体中最も高く評価されており、一次審査、二次審査の総合計では1位となり、最終的に選定されたものでございます。

次に、西落合図書館につきましては、紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体が選定されております。

図書館サービスの提案においては、閑静な住宅街に位置する区民に最も身近な情報拠点を構築するとして、さまざまなサービス提案がありました。

まず第1に、地域に密着した新しい図書館サービスとして、落合地区が目白文化村から発展した地域であることをとらえた新宿ゆかりの文豪展等の企画展示の開催や、小さな子どもが多いという地域の特性にあわせた親子向けイベントの充実など、地域の特性を踏まえた事業を実施してまいります。

第2に、利用者の拡大を図るための取り組みです。書店の魅せる棚づくりの手法を取り入れ、展示方法の工夫により貸し出し、予約の増加を図るとともに、地元中学生の職場体験に大型書店での選書体験を織り込んで実施するなど、大型書店を経営する代表企業の特性を生かした事業を展開してまいります。

第3に、レファレンスサービスの充実に向けた施策です。ご相談コーナーの有用性をより区民にアピールするために、身近な例を用いて図書館の活用事例集を作成し、パンフレットとして常備してまいります。また利用者が、印刷媒体の資料だけではなくインターネットの情報資源も組み合わせる課題解決に役立ててもらえるようにパソコンを使ったデータベース活用セミナーを開催し、利用者自身がさまざまな情報を使いこなす力の向上を目指してまいります。

以上のような企業の特性を生かし、地域の特性、地域の特色をとらえた提案が評価されたものであります。

次に、審査項目別審査結果を見ますと、第一次審査では、別の申請団体（西落合G）と4点差で2位となっておりますが、項目別では、5項目中2項目が1位となっております。特に第4項目、収支計画及び経費縮減の考え方については指定管理経費の総額、人件費とも、こちらの想定した金額に最も近い金額を提示しており、高く評価されました。

第二次審査では、先に述べた図書館サービスの提案が高く評価され、また選定委員の意見

でもプレゼンテーションは高く評価され、4項目中3項目で最高得点となり、二次審査の合計点は1位となりました。一次審査と二次審査の合計点では1位となり、最終的に選定されたものでございます。

以上で、説明を終わります。

○**教育政策課長** では続きまして、次に第51号議案及び第52号議案について御説明いたします。

本議案は、新宿区立新宿歴史博物館、林芙美子記念館の指定管理者を指定する必要があるため提案するものでございます。

この件につきましては、昨年度、生涯学習財団が未来創造財団に移行する関係から1年間指定管理者を変更した経緯がございますが、今年度、新たに平成23年4月1日から、平成28年3月31日まで未来創造財団を指定するものでございます。

団体の選定に当たっては、文化観光国際課長から御説明させていただきます。

○**文化観光国際課長** それでは、資料に基づきまして、第51号議案、第52号議案について、補足の説明をさせていただきます。

新宿区立新宿歴史博物館及び林芙美子記念館の指定管理者となるべき団体の選定について、資料を用いて御説明をさせていただきます。

今回、指定管理者となるべき団体として、両施設について、公益財団法人新宿未来創造財団を選定したところです。

こちらの団体につきましては、先ほど教育政策課長から御説明がありましたけれども、18年度より、両施設を管理しておりました財団法人新宿区生涯学習財団がこの4月に公益認定を受けました。その中で、新しくスタートを切った財団でございます。

今回、こちらの団体について非公募という形で選定の手続きを進めてきております。

その理由について、1の(2)に御説明をさせていただいたところです。

新宿歴史博物館、林芙美子記念館は、それぞれの施設の設置条例で、文化、芸術の発展や区民の教養の向上等を目的として定めている施設です。新宿未来創造財団は、歴史、文化、芸術、スポーツなどの生涯学習の機会を提供し、区民などの自発的な参画と相互交流を深めることを定款の目的として記載をしている団体です。

こうした中で、各分野の人材を集めて、その目的を実現するための事業の実施を財団の経営計画、事業計画に定めている団体です。これらの計画に基づきまして、両施設について、文化、芸術や生涯学習の拠点と位置づけること、それが各施設の設置条例に掲げる目的の実現が可能となるということになるのではないかとということが理由の1点目です。

また、同財団に施設を一括して管理させることによって、4月1日に施行させました新宿区文化芸術振興基本条例の定める「私たち区民」を基本とした文化芸術振興を推し進めることになり、また、懇談会から提言のあった、各施設、周辺施設、地域との連携による参加協働型、こうした施設運営が実現するという点からも、同財団に管理させることが非公募による選定と判断した上で、大きなポイントになってくると思っております。

また、資料に直接記載しておりませんが、この間、平成18年からの施設運営に当たっても、指定管理導入後、毎年の施設運営の評価、すぐれている、適正に行われているということで、毎年高い評価をいただいていたところから、非公募方式により、今回、こちらの団体の選定手続を進めてきたところです。

2番に、選定の経過が時系列で出ています。

選定委員会ですが、記載のとおり5名の方で進めていただいております。

施設の性格が歴史、文化系の施設ということですので、新宿区の文化財の保護審議会の委員であります清水委員、それから損保ジャパンの美術館の館長小口さん、それから公認会計士の阿部さん、それから区民代表ということでお二人の方に入っていて、具体的には、9月16日に選定委員会を開催し、その中で施設の見学、事業者からのプレゼンテーション、そして、審査、選考ということで、当日進めてまいりました。

3番の選定基準につきましては、これは条例の中で記載されている各基準でございますので、こちらのとおりとさせていただきます。

それから、4番、2ページが一番下からでございます。

審査に当たっての選定の方法ということです。申請団体から提出された事業計画書の審査を行うとともに、選定委員会でプレゼンテーション、それから質疑応答を行わせていただいて選定をしたものです。

具体の選定の基準はその後ア、イのところに①から⑧というところに出ておりますけれども、こうした8つの項目について、それぞれ、A：大いに期待できる、B：期待できる、C：最低限必要な基準を満たす、D：期待できない、こうした4つの基準を用いまして、4段階評価を行って、そうした中で今回選定を進めてきております。

新宿歴史博物館については、①の管理運営の基本方針について、5名の委員の方のうちAと評価した方が4名、それからBと評価した方が1名、そうした中で、委員会の判断としては、この項目、総体としてAという評価をいただいております。

②資料の適正な管理と有効活用及び協働と参画による事業運営について、こちらの項目に

については、5人の方がAということで評価をされました。その結果、委員会の判断としてもAという評価をいただいたところです。

こうした中で、以下⑧まで、それぞれの項目について審査をさせていただいて、総合評価としてはAが4名、Bが1名、委員会としての判断として、A：大いに期待できるということで御判断をいただいたところです。

イの林芙美子記念館についても同様に資料を見ていただければと思います。

最終的な総合評価としてAが3名、Bが2名ということで、委員会評価としてはAという評価をいただいたところです。

こうした中で、選定のポイントがどの辺にあったのかは、(2)選定結果のところに出ているとおりです。

アの新宿歴史博物館、新宿未来創造財団は、18年度より前身の生涯学習財団が、こちらの施設の管理業務を受託し、より効率的な管理運営とサービス向上、参画と協働を意識した事業展開により、さまざまな効果を上げてきた。

例えば、博物館の利用状況ですけれども、指定管理導入前の、平成17年度、年間の利用者2万6,365名に対して、指定管理導入後、21年度は、ほぼ倍増に当たる5万1,782名の来館者を集めるような施設運営を行ってきた。これは、開館日ですとか、展示会の回数の増加、施設の稼働率の向上、こうした中で1つの成果であるということをお判断いただいております。また、友の会やガイドボランティアの充実、民間団体等との企画展等の実施、学校との連携、事業展開についても、この間の運営について、見るべきものが多い。

このような成果を踏まえた上で、具体的には、ここから5年間の事業提案として、次の7つの項目について評価をいただいたところがございます。

1つ目として、利用状況の目標として、入館者数、さらに増やして6万名を目指すということ。

2番目として、新宿区文化芸術の振興に関する懇談会の28提言のうち、歴史分野にかかる部分として豊富な歴史・文化資源の情報の収集・整理・発信を行うためのアーカイブづくりと情報のネットワーク化等について積極的に取り組んでいくこと。

それから、3点目として、23年度稼働予定の総合サービスシステム、(仮称)レガシステムと呼んでおりますけれども、こちらの導入によって施設や事業予約等について利便性を大幅に向上させるというようなこと。

4点目、地区協議会、学校、民間団体等との連携を計画的に進めて、コーディネーターと

しての役割をさらに積極的に担っていくということ。

5点目、博物館資料の適正な管理を行い、さらに魅力的な事業を展開するための計画的な資料の購入・収集等についても取り組んでいくこと。

以下、6点目、7点目というような点があります。

次に、林芙美子記念館ですけれども、こちらにつきましても、資料記載のとおり、平成21年度までの目標数値、1万2,000名というところを基本に置きながら、23年度以降の5年間についても利用状況の目標として、1万2,000名の達成を目指していく。

それから、いろいろな形で、地区協議会、学校、民間団体との連携をしながら、落合の歴史・文化資源のネットワークを構築し、コーディネーターとして積極的な役割を施設運営の中で担っていくというような点。ほかについて、評価をいただいて、先ほどの評価になったところがございます。

補足説明については以上です。よろしくお願いたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。

質疑及び採決ですが、議案第47号及び議案第48号を一括して、また議案第49号及び議案第50号を一括して、さらに議案第51号及び議案第52号を一括して行います。

まず、議案第47号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例及び議案第48号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例について一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問がございましたらどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終わります。

議案第47号及び議案第48号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第47号及び議案第48号は、原案のとおり決定いたしました。

次いで、議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてを一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第49号及び議案第50号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第49号及び議案第50号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について及び議案第52号 公の施設の指

定管理者の指定についてを一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第51号及び議案第52号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第51号及び議案第52号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告 1 林芙美子記念館隣地等の寄附について

○羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1の説明をお願いいたします。

○文化観光国際課長 それでは、報告1 林芙美子記念館隣地等の寄附について御報告いたします。

本件につきましては、7月に開かれました教育委員会の定例会におきまして、教育財産として取得する旨御決定をいただき、その後、手続を進めてきたものでございます。

1番の経緯にありますように、22年6月14日に寄附の申し出がございました。

7月2日、教育委員会で寄附の申し出があった件について教育財産として取得する旨御決定をいただいたところです。

7月7日に寄附受領に関する審査会がございまして、こちらで受領の決定を行い、7月12日以降建物、蔵の部分、具体的には、2枚目移行のところに図面ですとか写真がついておりますけれども、特に3枚目のこの蔵の部分について、建物の向きを変える等々について整備工事を行ってきたところです。

10月12日に土地建物の贈与について先方と調整がとれましたので、契約を締結させていただきました。

2番、寄贈者につきましては、中井2丁目在住の個人の方でございます。

3番、物件の概要ですけれども、土地については17.98平方メートル、建物については9.72平方メートルの大きさのものでございます。こちらの建物、寄贈後については、林芙美子記念館の倉庫として活用していきたいと考えております。

また、4番記載のとおり、寄附の受領については、区長の行為になりますので、区長が10月26日、寄贈者宅に赴いていただきまして、表彰をさせていただいたというものでござい

す。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

◆ 報告2 その他

○羽原委員長 報告1について、特に御質問がなければ、次に、本日の日程で報告2、その他とありますが、事務局から報告事項がありましたらどうぞ。

○教育政策課長 特にございませぬ。よろしくお願いいたします。

○羽原委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○羽原委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時39分閉会